

特定非営利活動法人日本防災士会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、「本会」という）の支部設置、支部の認定、支部に対する支援等について定めるものである。

(総則)

第2条 本会の支部は、近将来において都道府県支部に統合し、活動するものとする。
2 都道府県支部に統合するまでの間は、市区町村、隣接市区町村支部を認めるものとする。
3 東京都については別途、理事会において定めるものとする。

(支部の申請)

第3条 本会の正会員は、都道府県単位または単一市区町村ごとに支部結成を本会に申請することができる。
2 支部結成申請に当たっては、原則として、都道府県の場合は正会員20名以上、単一市区町村または隣接する市区町村の場合は正会員10名以上をもって申請する。
3 同一都道府県、同一市区町村においては支部は一つとする。
4 支部結成の申請を行う際は、定められた書式に必要事項を記入し、郵送または電磁的方法により、事務局に提出する。

(支部の認定)

第4条 支部結成の申請があった場合、理事会はその設立可否を検討し、認定または却下を決定する。
2 支部は、本会と同じ趣旨・目的をもって組織する団体である。
3 支部は、会則の制定、事業計画の立案と実施、予算案の作成と執行、役員の選任を自らの責任において行う。
4 支部として認定された団体は、支部連絡責任者及び連絡先を本会に届け出、常時連絡がとれるようにしなければならない。
5 支部として認定された団体のみが「日本防災士会〇〇支部」という名称を使用しうるものとする。

(支部認定の取り消し)

第5条 本会が支部として認定した団体が、下記の状況に至った時、理事会の議決をもって支部認定を取り消すことができる。
(1) 支部の正会員数が、第2条に定める数を下回った場合
(2) 支部の活動が停止したか、または著しく停滞している場合
(3) 半年以上にわたって、支部連絡責任者と連絡がとれなくなった時
(4) 支部が本会の趣旨・目的に反する活動あるいは社会的良識に反する行為を行ったと理事会が判断し、注意勧告を行っても改善が見られない場合

(支部間の協調連携)

第6条 支部は互いに協調連携し、地域貢献に努める。
2 隣接する複数都道府県の支部で支部連絡協議会を設置することができる。

- 3 支部間の連携・活動に課題が生じた場合には、本会がその調整を図り、円滑な活動推進を期す。

(支部支援活動)

第7条 本会は支部に対して次の支援を行う。

(1) 支援金の交付

本会は支部に対し、結成時に結成支援金（1会員につき2,000円）を次年度以降には活動支援金（年1回、1会員につき1,000円）を交付する。ただし、複数の支部に属する会員が存在する場合、結成支援金は1会員につき1回限り、活動支援金は毎年1回限りの交付とする。

- (2) 支部活動支援委員会をはじめ委員会・部会活動等を通じた支援
- (3) 情報、資料、ツール等の提供
- (4) 各種行事の共同開催・後援等
- (5) その他

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

- 2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

(実施)

第9条 この規程は平成23年5月12日より実施する。

附則

1 任意団体日本防災士会の支部として結成され、かつ平成23年3月31日の時点において活動実績を有する場合は、第3条2項の定めにかかわらず、理事会は当該支部を支部と認定することができる。

230512 幹事会・NPO理事会決定